

## 第6回 小金井市いじめ防止条例検討委員会 次第

〈日時〉 令和2年7月17日（金）  
午後3時から午後4時45分まで  
〈場所〉 小金井市役所本庁舎第1会議室

1 教育委員会あいさつ

2 新規委員の委嘱

3 事務局からの説明

4 協議（意見交換）

5 事務連絡

### 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 名簿
- ・ いじめ防止対策推進条例制定に向けたスケジュール
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）に対する意見

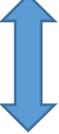
# 小金井市いじめ防止条例検討委員

令和2年7月17日

	氏名	所属・職名等
(1)公募による市民	日野 陽平	
	尾高真奈美	
	松嶋 有香	
(2)学識経験者	小林 正幸	東京学芸大学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター 教授
	原田 真	アクセス総合法律事務所
(3)学校関係者	木下 英典	小金井第一中学校 校長
	山岸 史子	小金井第四小学校 副校長
	前田 忠	南中学校 生活指導主任
(4)小金井市健全育成推進協議会に属する者	志波 直男	青少年健全育成地区委員 東部地区会長
	川畑美和子	民生委員児童委員協議会 市会長

# いじめ防止対策推進条例制定に向けたスケジュール

令和2年7月17日

主なスケジュール	留意点
 <p> <u>検討委員会（第1回）</u>  <u>検討委員会（第2回）</u>  <u>検討委員会（第3回）</u>            庁内文書審査  <u>検討委員会（第4回）</u>  <u>検討委員会（第5回）</u> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和元年8月</li> <li>◆令和元年10月</li> <li>◆令和元年11月</li>   <li>◆令和2年1月</li> <li>◆令和2年3月 パブコメ案確定</li>   <li>◆令和2年6月1日～7月10日</li>   <li>◆令和2年7月17日 パブコメに対する回答を作成 パブコメの意見の取り入れを検討 条例案の検討</li> </ul>
 <p>パブコメの実施</p> <p><u>検討委員会（第6回）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年8月7日 パブコメ回答を確定 条例案の検討</li> </ul>
<p>定例教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年8月下旬 パブコメの結果の公表を承認</li> </ul>
 <p>パブコメ結果の公表</p> <p><u>検討委員会（第8回）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年9月（予定）</li> <li>◆令和2年9月中旬 条例案の確定</li> </ul>
<p>定例教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年10月中旬 条例案について議決 市長送付の承認</li> </ul>
 <p>市議会定例会</p> <p>公布（告示）</p> <p>施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年12月議会 条例案の上程</li> </ul>

## 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）

### 前文

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、「いじめのない小金井市」の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめ防止のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることが出来るまちをつくるよう、また、温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

（教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第9条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第

1 項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会）

第13条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（小金井市いじめ問題調査委員会）

第14条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため

必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- 3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。
- 4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
- 5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協力要請）

第15条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめ又はいじめと同様の事態が発生した場合は、いじめの防止及び解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

いじめ防止対策推進条例（案）に対する意見

意見募集期間：令和2年6月1日から7月10日まで

意見提出数：10人（メール4件、FAX5件、郵送1件）

番号	寄せられた意見
1	<p>第2条2項でいじめの防止等は『いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処』と定義されていますが、第3条基本理念の内容は「いじめられている児童」「いじめを容認する形になった児童」「いじめ行為」についての内容となっており、「いじている児童」について触れられていないように見えました。被害者を守るのは大切なことですが、相手当事者である加害者についても言及されたほうが良いと思います。</p> <p>いじめをしてはならないと理解したとしても、結局「いじめに走った理由」が解消されなければ、余計にフラストレーションが溜めさせ、異なる形で爆発させるだけなのではという懸念を覚えました。被害者同様、加害者に対してもケアを行う旨を文字として明確に盛り込んだほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、保護と称して被害者を当該環境（学校）から選択の余地なく引き離さないことを検討、明記していただきたいです。</p> <p>当該環境に対し加害者が権力を有している場合を除き、当該環境から隔離のうえ処置が必要なのは、暴力行為に走るしかなくなった加害者だと思います。罰するためではなく、根本的に解決するために、専門的な心のケアを施してあげてほしいです。また、非のない被害者から学ぶ機会を無遠慮に奪わないでほしいです。</p>
2	<p>（目的）「いじめ防止対策推進法」のことばのあとに「小金井市いじめ防止基本方針」を併記する。10条で表記されてはいるけど。</p> <p>（基本理念）又は（いじめの禁止） 文書の追加。またいじめは人権の侵害であり犯罪であることを教員など学校のスタッフ、児童・生徒、保護者などが理解することが大事である。</p> <p>（前文）第2節に関して このことについて当市だけでなく全国でも同様。いじめを受け自死を選んだ子ども少なくとも大人としてはやり切れない思いである。自分の周りにも我が子の「いじめ」を感じ事態を学校に伝えても理解してもらえない、ひどい時には「なかった」ことにされてしまい、いじめの辛さに加え、その対応に苦しむ親子がいた。「死ななければ学校は動いてくれないの？」という親の声はきいている方も辛い、当事者の比ではないが。</p> <p>いじめは人権の問題であること、犯罪なのだという理解・啓蒙が大事だと思う。とりわけ、直接子どもが生活する場のおとなにはそれを十分にわかってほしい。子どもにもおとなにも過ごしやすい学校であってほしいと願っている。</p>
3	<p>いじめられる子だけでなく、いじめる子の救済も必要ではないか。</p> <p>心の闇を抱えるのは、むしろいじめる子側であると思う。</p> <p>また、いじめる・いじめられる側が固定化している場合だけではなく、変化するのが今のいじめであるとも言われるが、それについてどのような対策があるのか見えない。</p>

4	<p>条例の名前に日本語の運用上の問題があります。「2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう」ならば、「防止」という、「未然に防ぐ」意味の言葉では、すでにいじめが起こった場合に本人たちが対象外だと感じて、条例の中身にたどり着けない可能性があり、不適切です。「いじめ対策推進条例」で良いはずですが。「防止」にこだわるのは、小金井市にいじめが存在することを認めたくないがゆえでは無いか、だとすれば「しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめ防止のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。」という前提が覆されてしまい、問題です。</p> <p>また、前文の「温かい人間関係を築き、」という文章も問題です。この関係を温かいと感じているのは誰か。主語が無いと、加害者側のみが温かい関係と感じていた場合に生じる被害に対応できない場合が起こりかねません。「人権を尊重し合う関係」との修正を求めます。いじめが人権侵害であることは否めません。であれば、はっきりと「人権を守る」と言葉にすべきです。情緒に流れ、曖昧な表現をすべきではありません。</p> <p>また、実際の対策の中身が無いので評価をしづらいのですが、いじめた側の児童の対応を真剣に考えるべきです。イギリス、カナダ他、いじめた児童を含むクラス全体のカウンセリング、いじめた児童こそ必要であろうケア、また加害児童の強制的な休校措置、転校措置を行う国の事例を取り入れ、実行も視野に入れるべきです。児童であるからこそ、他者の安全に教育を受ける権利を侵害してはいけないことを理解させなくてはなりません。</p> <p>最後に、第8条における保護者の指導について、保護者への人権講習を求めます。私自身、公民権教育、倫理教育が義務教育でなされないまま、保護者になった自覚があります。保護者個人がバラバラに児童を指導したところで、効果はあり得ません。ここまでいじめが深刻な問題になっていけばなおさらです。保護者に指導を求めるなら、保護者に教育の機会をください。</p>
5	<p>第9条について一児童の見守り声かけをおこなうことで街から犯罪が少なくなると言われている。しかし今の都心にあってどこに誰が住んでいるのか、どこの子どもが学校へ行っているのかさえ知らない。お互いに街が協力して子どもを育てる習慣もうすれている。私たちがどのように子どもを見守り、街で育てていくのか、検討してほしい。小金井でも外国の労働者の方が増えている。同じ人間として私たちと同じように権利が与えられているのでしょうか。弱者の方（子ども、老人なども含む）が大切にされる教育がおこなわれることにより、街に見守ると言う行為ができて来るのではないのでしょうか。少子化が加速しています。子ども一人一人が大切にされる教育、そのためにも少人数学級の実現が必要です。ゆとりこそ、子どものいじめをなくすビタミンではないのでしょうか。</p>
6	<p>コロナ禍の中、子どもたちは突然の、しかも経験したことのない長い休校で、心身に変調をきたしている子が多数いる一何人もの小児科医が指摘しています。実際、ケンカが増えたり「死ね」「消えろ」と攻撃的な言葉も飛び交っているようです。</p> <p>このような状況では、今後いじめの多発も十分に考えられます。</p> <p>いじめの発見・対処には、少人数学級と教職員の増員がもっとも重要だと思います。1人1人にキメ細かな対応ができてこそ、クラス運営も互いの意思疎通もうまくいくのではないのでしょうか。</p> <p>幸い、全国知事会も少人数学級と教員増員の提言を発表しました。市としてもぜひこの方向で実現に向けて努力してください。</p>

7	<p>いじめに会ったら、いじめられ続けたら周りの人に相談し一人で悩まないように～とカウンセラーの方々（または近くの大人）は助言する。もちろんこのように助言することも大事だが、一方のいじめる側にも対応する必要があると思う。これだけ“いじめ”で傷つく人が多いのは、それ以上にいじめる側が多いということ。世の中の親は、我が子がいじめられていないかと心配するが、いじめていないかと目は向けない。いじめる側は、“ふざけ”とか“いじり”と言い、相手は笑っているからと、エスカレートする。いじめる側には、家庭・校内・社会等に対する不満を持っている人が多い。このような状態の子ども（生徒）に、ゆっくり話を聞いたり相談にのれる十分な時間がとれること。忙し過ぎる教師の負担を、減らすことが必要と思う。少人数学級・教員の数を増やすことを早急にすることが、いじめから解放される学校になると信じる。</p>
8	<p>小金井市の「いじめ」について一筆申し上げます。</p> <p>ここで使われる「いじめ」の対象は、子供達に絞られているのでしょうか。私が家族で小金井市に引っ越して来て、近所の数件から受けた嫌がらせ→いじめで、日々大変な思いで生活した中で人間のいじめについて思ったことを、防止対策の何かしらのお役に立ててもらえないかとペンを執りました。</p> <p>いじめにはボスの存在がいます。低レベルの見栄、負けず嫌いの自己顕示欲が、仲間を作ってどんどん行動をエスカレートさせていきます。その家族群は、家族全員で私にターゲットを絞って陰湿な行動をしてきました。問題なのは、子供も加わっていること、ボス的な家は、人の集まりが多く、そこに入出入りする友人達も加わること、その人たちがデマを拡散すること、また入会した某会にもそのいじめが持ち込まれ、前向きな気持ちで参加はしたけれど、ストレスからくる味覚障害を発生し、健康を害する結果になりました。</p> <p>町会の役員をしている方に相談も致しましたが。某会のまとめ役の方にお話しましたが、いじめ側の口車に乗ってかえっていじめがひどくなりました。いじめには屈しないと自分に言いきかせて生活したものの、ストレスが高じて精神的にも、体調面にも影響が出てしまい、家はそのままにして、別の場所で暮らして居ります。</p> <p>小金井市に住んで前述のような環境の中で「いじめ」について考えない日はない、どうしたら「いじめ」がなくなるんだろうと。</p> <p>まずは、</p> <p>①地域の人間関係を健全にするよう、地域ぐるみで取り組むこと。正しいこと、してはいけないことの正しい判断が必要。大人達が襟を正して示していくこと→子供達は親のやり方を見ています。</p> <p>②信頼して相談できる所（人）を見つけること。「いじめ」には自分ひとりでは立ち向かえません。精神的なケアはとても大切です。</p> <p>③それが望めないようなら、引越や転校をして環境を変えること。一番大切にしなければいけないのは、自分の命です。どんな大変な状況であっても自殺はダメ！！</p> <p>◎最後に言いたいことは、自分がいじめる側にならないこと。「いじめ」からは良いものが何も生まれません。水が低い方に流れるように、下劣な行為や低い意識は広がり易い。小金井市は、コア（中枢）が古いままになってはいませんか。ゴミ問題が有名な不名誉な市になっているのは、根底に「いじめ」がないだろうか。自然豊かな恵まれた環境の小金井市。「いじめ」には縁のない良い市へと益々発展して欲しいと願っております。</p>

9	<p>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、「いじめのない小金井市」の実現に向けて取り組んできました。</p> <p>→市内の中学校では、学校長がいじめの事実を認めないこともあったと聞いている。まず、条例の存在意義をきちんと学校現場に理解させてほしい。</p> <p>いじめられる子だけでなく、いじめる子の救済も必要ではないか。心の闇を抱えるのは、むしろいじめる子側であると思う。</p> <p>また、いじめる・いじめられる側が固定化している場合だけではなく、変化するのが今のいじめであるとも言われるが、それについてどのような対策があるのか見えない。</p> <p>第8条に「規範意識を養うための指導」とあるが、規範意識を指導しても心の闇は解決しないと思われる。</p> <p>規範意識という言葉がピンとこない。わかりづらい。</p>
10	<p>「第8条第2項 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等を いじめから保護するものとする。」にもありますが、いじめが発生した時に被害者を守ることも大事ですが、加害者にも注目するような仕組みを取り入れることを検討していただきたいです。</p> <p>現に、海外では加害者プログラムがあり、被害者より加害者ケアの方が重要と考えているようです。加害者のこうした不適切な行動の背景に重大な問題が隠れている時が少なからずあるそうです。</p> <p>加害者心理を考える広く周知することは悲惨な被害者を減らすためにも大事な事だと思います。</p>

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。